

小金井市議会基本条例策定代表者会議設置要綱

(設置)

第1条 小金井市議会基本条例の原案を取りまとめるため、小金井市議会基本条例策定代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 代表者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 次号の業務を実施するため、議会改革の考え方、内容等について検討すること。
- (2) 議会基本条例の原案を作成すること。
- (3) その他議会基本条例の原案の作成に関し必要な事項

(組織等)

第3条 代表者会議の委員（以下「委員」という。）は、会派の代表者で構成する。

- 2 代表者会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を行う。

(会議)

第4条 代表者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議を主宰する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、会議に諮って、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 4 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(経過及び結果の報告)

第5条 代表者会議は、検討の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 代表者会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。